

シリーズ 日韓交流の歴史

朝鮮王朝の親日外交官「李芸」

寄稿 永留 久恵

五 李芸と対馬 文引の制

「文引」という熟語は『大漢和辞典』（諸橋）にもない。『漢韓辞典』は持たないが、ここでいう文引は韓国語で、一五世紀の朝鮮国が、海賊船や密航船の来泊を排除するため、日本から渡航する船主の身分を確認して、その通交申請を査証する制を定めたもので、その査証(今でいうビザ)を文引という。

その文引の権限を対馬洲守護宗貞盛に依託したことから、足利將軍と幕府高官、それと防長の太守大内氏以外の使船は必ず対馬に寄り、宗氏の文引を受けねばならず、文引を持たない船は朝鮮に渡つても相手にされないの、無理に強要すれば「賊」と見做される仕組みであった。

これにより宗貞盛は朝鮮通交者を一元的に管理することが可能となり、宗氏の支配力を強化する権限ともなつて、悪名高い倭寇を鎮静化する大

きな功を果した。なお文引手続きに手数料を取ることも宗氏の権益となつた事は言うまでもない。

その文引の事務所が小船越の梅林寺で、鉄欽という僧がこれに当つたというが、後に佐賀に移つて、秦盛幸という唐人(中国からの帰化人)がいて、外交文書や文引を扱つていた。

朝鮮王朝のなかで、この文引制度に最も精通していたのが李芸であった。何十回日本に来て、通交関係から海賊情報まで熟知していた李芸が、通交者の一元統制を建言したのであろうと思われる。

政策を決定するのは政府高官だが、現地の実状を知悉している専門家は李芸をお使いでなかつたはずで、『実録』の世宗二〇年(一四三八年)に、次のような記載がある。政府大臣と李芸らの会議において、対馬倭人の接待につ

知悉：知りつくすこと、細かい点まで知っていること



文引の事務を取扱っていた小船越にある梅林寺(現在は改築されている)

いて議したのに、李芸より、倭人の所持する物(貿易品)が三十駄以上の者は留館十日、四十駄以上の者は留館二十日、八十駄以上の者は留館三十日、これを以つて留館の期限と為す。(留館とは倭館に滞在する日数)と述べ、その通り決つてゐる。

またある時は李芸が使用中で居なかつたため決議されず、「李芸が帰るのを待つて再会しよう」ということで散会したとある。いかに対日関係における李芸の存在が大きかつたかがわかる。

年金コーナー

年金相談などの電話番号が全国共通になります

年金電話相談センター及び社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談窓口の電話番号は、現在、個々の拠点ごとに番号がまちまちでした。これらの電話番号について、わかりやすさ、効率化、利用者の皆さまの利便性のため、全国共通電話番号で対応することになりました。

また、長崎社会保険事務局のホームページにもつながり、社会保険出張相談所の案内・相談窓口の混雑状況を掲載しています。幅広く活用していただけるよう工夫してまいります。ぜひ一度ご利用ください。

ホームページアドレス
http://www.sia.go.jp/

年金相談共通電話番号

0570 05 1165 (イイロウゴ)

年金受給者向け共通電話番号

0570 07 1165 (イイロウゴ)

実施年月日

平成17年10月31日(月)

ホームページについて

社会保険庁のホームページを御覧になったことがありますか。社会保険制度・年金制度に関する情報を得ることができます。年金相

談で来所する前に、ホームページを御覧になると、ケースによってはホームページの情報で解決できることもあります。

また、長崎社会保険事務局のホームページにもつながり、社会保険出張相談所の案内・相談窓口の混雑状況を掲載しています。幅広く活用していただけるよう工夫してまいります。ぜひ一度ご利用ください。

問合せ先

長崎社会保険事務局長崎北事務所
095 861 1211

または、対馬市各支所住民生活課 年金担当まで

社会保険事務局の
出張相談のお知らせ

平成17年11月8日(火)
9時～15時
厳原地区公民館
平成17年11月9日(水)
10時～15時
美津島支所別館2階